

## 社会福祉法人関市社会福祉協議会役員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人関市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款（昭和50年10月25日施行。以下「定款」という。）第23条の規定により、定款第18条に規定がある理事および監事（以下「役員」という。）に対して支給する報酬および出張等における費用（以下「費用弁償」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

### (勤務実態の定義)

第2条 役員の報酬については、当該役員の勤務実態に即して支給することとし、勤務実態とは本会の事務、事業を遂行するために必要な次に掲げる業務をいう。

- (1) 職員に対する指導・指示に関する業務
- (2) 事務事業の推進に係る打合せ、調整、進捗状況の把握、評価に関する業務
- (3) 文書および会計帳簿の決裁に関する業務
- (4) 理事会、評議員会への出席
- (5) 部会および会長が報酬の支払いを定めた委員会等の会議への出席
- (6) 本会以外が主催する会議、行事等への出席
- (7) 他団体等との協議、調整等に関する業務
- (8) 会計監査に関する業務
- (9) その他業務遂行に必要と会長が認める業務

2 同条第1項に規定する業務を行った役員は、別記様式による役員等業務遂行報告書を会長に提出するか、もしくは業務を行ったことを明らかにした資料をもって、会長の決裁をうけるものとする。

### (報酬額)

第3条 報酬の額は、次の各号に掲げる基準によるものとする。

- (1) 前条第1項第1号から第3号および第7号、9号に掲げる業務1回につき 5,000円
- (2) 前条第1項第4号から第6号に掲げる会議1回につき 5,000円
- (3) 前条第1項第8号の業務1回につき 10,000円

2 会長の報酬は、前条に該当する業務に要した時間、1時間につき2,500円とする。ただし、1か月間の合計時間数において、30分以上の場合はこれを繰り上げ1時間とし、30分未満の場合はこれを切り捨てて計算をす

る。

- 3 役員が会長の要請により、会長に代わって前条第1項第6号、第7号、および第9号に該当する業務を行った場合、それに要した時間1時間につき2,500円とする。なお、前項ただし書きをこれに準用する。

(費用弁償)

第4条 役員に対して支給する旅費等の費用弁償は、本会旅費規程（平成10年4月1日施行）に準ずるものとする。

(報酬等の支払方法)

第5条 前2条の規定により算出した報酬および費用弁償の額の合計額を、あらかじめ本人が指定した銀行口座に振込み、支払うものとする。ただし、特別の事情がある場合には、この限りではない。

#### 附則

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。ただし、役員に対する報酬の支払いに関する規定は当分の間適用しないこととし、当該規定に関する実施時期については、理事会の議決を経て会長が定める。
- 2 平成15年4月1日から役員に対する報酬の支払いについて適用する。ただし、会長以外の役員については、第2条第1項第4号および第8号の業務について支払うものとする。
- 3 平成19年4月1日より規程を一部改正（平成19年 議題2号）し、施行する。（会長報酬）
- 4 この規程は、一部改正（平成24年7月 議題2号）をし、平成24年8月1日から施行する。
- 5 この規程は、一部改正（平成25年2月 議題2号）をし、平成25年4月1日から施行する。なお、この施行に伴って、会長以外の役員による第2条第1項第5号の業務について報酬を支払うものとする。
- 6 この規程は、一部改正（平成26年11月 議題2号）をし、平成26年12月1日から施行する。
- 7 この規程は、一部改正（平成28年11月 議題2号）をし、平成29年4月1日から施行する。